【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（運用の対象となる特定資産から除かれるもの）

**第十五条の二十五**　法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう。）及び建物とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（運用の対象となる特定資産から除かれるもの）

**第十五条の二十五**　法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう。）及び建物とする。

（改正前）

（新設）